

# 議案第176号

## 北九州市手数料条例の一部改正について

### 1 改正理由

令和4年6月22日に高圧ガス保安法等の一部を改正する法律（以下「改正高圧法」という。）が公布された。

この改正高圧法の施行に伴い、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正が行われるため、北九州市手数料条例を一部改正し、適合させるもの。

### 2 改正内容

新たに創設された「認定高度保安実施者」を、手数料条例に追記する。  
なお、手数料額の変更はない。

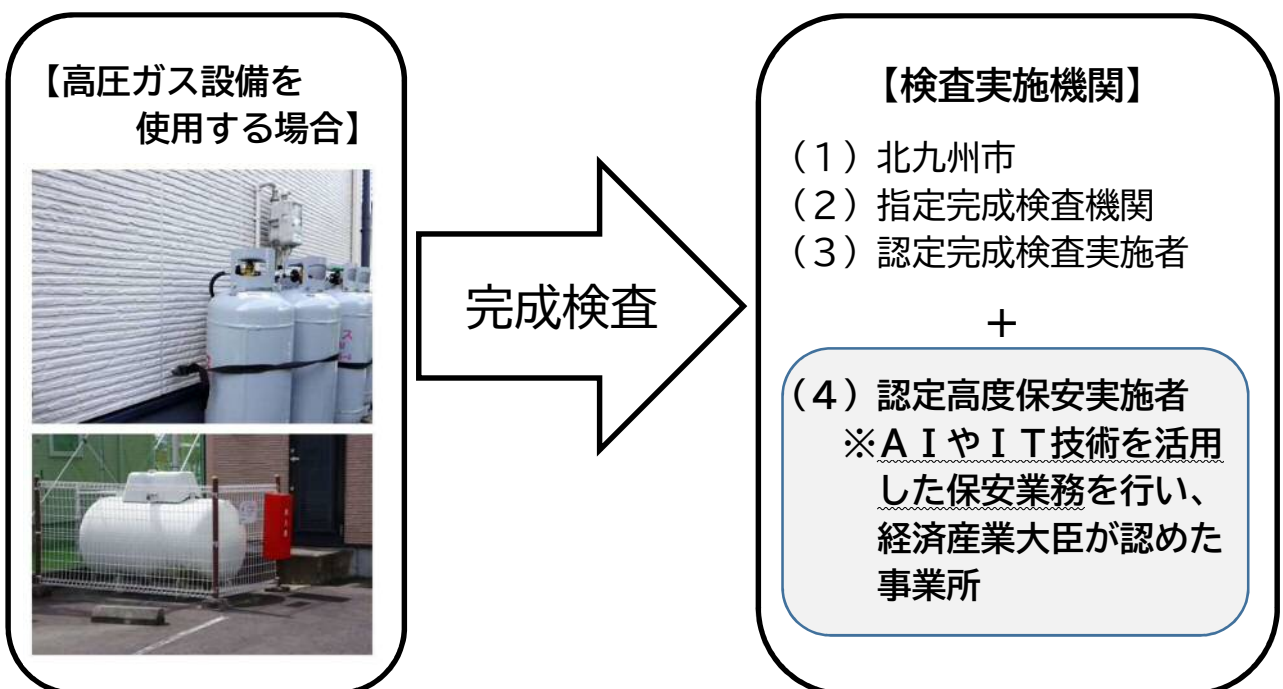
### 3 施行期日

令和5年12月21日（改正高圧法の施行日と同日）

#### 【補足】

これまで、高圧ガス設備の稼働前に受ける完成検査の実施機関として①北九州市、②指定完成検査機関、③認定完成検査実施者の3機関が示されていたが、今回の改正により、AIやIT技術を活用した保安業務（※）を行う「認定高度保安実施者」が追加となった。

〔※保安業務とは、高圧ガスによる事故防止を目的として、高圧ガス設備を点検・監視すること。〕



## 議案第232号

### 令和5年度北九州市一般会計補正予算について（消防局所管分）

#### 1 歳入補正

##### (1) 消防債

「公共施設の老朽化対策」の財源として充てるため増額補正するもの。

##### 【歳入補正】

25 款 1 項 市債

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	補正後の額
10 消防債	807,800	91,000	898,800

【充当事務事業名】 消防施設の長寿命化

#### 2 歳出補正

##### (1) 人件費（消防職員費）

人事委員会の報告に基づく給与改定（+0.93%）及び期末・勤勉手当支給割合の変更（+0.1月）等による支給増に伴い、職員給与費を増額補正するもの。

##### 【歳出補正】

12 款 1 項 消防費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	補正後の額
1 消防職員費	9,312,959	159,945	9,472,904

##### (2) 消防車・救急車等管理経費

エネルギー価格の高騰及び救急出動件数の増加（過去最多出動件数の令和4年を上回るペース）による燃料費の増大に対応するため、消防車両等の燃料費について増額補正するもの。

##### 【歳出補正】

12 款 1 項 消防費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	補正後の額
2 常備消防費	836,038	20,000	856,038

【事業名】 常備車両管理事務

### (3) 公共施設の老朽化対策

現在、市有建築物老朽化対策の「危険度リスト」に挙げられている消防施設は順次対策を行っている。令和6年度以降の対策を予定していた施設の改修について早期着手することで、外壁落下等のリスクの低減を図るもの。

### (4) ヘリコプター点検整備事業

消防ヘリコプターでの救助活動に必要なホイスト装置（吊り上げ装置）の修繕に要する経費を補正するもの。

#### 【歳出補正】

12 款 1 項 消防費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	補正後の額
4 消防施設費	1,202,283	190,726	1,393,009

【事業名】 消防施設の長寿命化 153,100 千円  
ヘリコプター点検整備 37,626 千円

## 3 繰越明許費

### (1) 消防施設等整備事業（事務事業名：消防施設の長寿命化）

施設の老朽化が進行する前に改修を行い、災害時の地域防災拠点となる消防施設の長寿命化を図る。

### (2) 繰越明許費

12 款 1 項 消防費

(単位：千円)

目	翌年度繰越額	説明
4 消防施設費	130,000	○事業概要 消防施設等整備事業 ○繰越理由 適正な事業期間を確保できないため

### (3) 繰越理由

「公共施設の老朽化対策」で取り組むもののうち、年度内に事業の執行ができないものについて、適正な事業期間を確保する必要があるため。